

福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の自転車による観光（以下「サイクルツーリズム」という。）振興のため必要な受入環境整備の充実及びサイクルツーリズム推進による観光消費の促進を目的とし、サイクルスタンド整備等に関する事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で、福岡県サイクルスタンド整備等補助金（以下、「補助金」という。）を交付するもの。その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、別表1に定めるもの（以下、「事業者等」という。）とする。

ただし、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者等が行うサイクルスタンド整備等事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な別表2に定める経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額を基礎とし、その算出にあたっては別表2のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第4条 この補助金の補助対象期間は、第6条に規定する交付決定の日から、別表2で定める期日までの間の補助事業の完了日とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交

付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2号の規定により添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号又は様式第2号－2）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号により知事に報告しその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて前項の財産を処分等することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (6) 次に掲げる事項の一に該当すると知事が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、知事に返還しなければならない場合があること。

ア 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合

イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合

ウ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合

エ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合

オ 確定のための検査を受けることができない場合

カ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がないなど、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合

(7) 前6号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、実施状況報告書(様式第7号)によるものとし、必要に応じて別途知事が要求するところにより報告しなければならない

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときはその日)又は補助対象期間の末日のいずれか早い日から10日以内に実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第8号別紙)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めた時は、概算払をすることができる。

2 前条の通知を受けた事業者等は、速やかに補助金請求書(様式第9号)により知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払をするものとする。

(補助金の経理)

第12条 事業者等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業者等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 事業者等は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における

対応経費含む。)により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業者等は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。また、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める実績報告書に様式第10号を添付しなければならない。
- 3 知事は、事業者等が取得財産等を処分することにより収入があり、又は見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第14条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 規則第20条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 事業者等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第15条 事業者等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 事業者等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第16条 事業者等は、補助事業の開始までに、間接補助金の交付の手続き等について、第6条から第10条まで及び第12条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規定を定める必要がある。

- 2 事業者等は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 事業者等は、間接補助金の支払に必要な経費として第11条による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和9年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱の規定は、令和5年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱の規定は、令和6年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱の規定は、令和7年度からの補助金について適用する。

別表 1（第 2 条関係）

補助事業	補助対象者
サイクルステーション整備事業	福岡県内の市町村、観光協会、福岡県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者（以下「県内事業者」という） ただし、以下のいずれかに該当するものを除く （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）県税に滞納があるもの
サイクリストに優しい宿整備事業	福岡県内の宿泊事業者（旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 4 項の営業に係る施設を運営する事業者（以下、「宿泊事業者」という。）及び民泊事業者（住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出により行う同法第 2 条第 3 項の事業に係る施設を運営する事業者。（以下、「民泊事業者」という。） ただし、以下のいずれかに該当するものを除く （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）県税に滞納があるもの （ウ）政令市に立地するもの
サイクルゲートウェイ整備事業	福岡県内の市町村、観光協会及び県内事業者。 ただし、以下のいずれかに該当するものを除く （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）県税に滞納があるもの （ウ）政令市に立地するもの
サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業	福岡県内の市町村、観光協会及び県内事業者 ただし、以下のいずれかに該当するものを除く （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）県税に滞納があるもの （ウ）本補助金を活用した主たる事業実施場所が政令市にあるもの
地域のサイクリングイベントの国際化支援事業	福岡県内の市町村、観光協会及び県内事業者 ただし、以下のいずれかに該当するものを除く （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）県税に滞納があるもの （ウ）本補助金を活用したサイクリングイベントコースが政令市のみに設定されるもの

別表 2（第 3 条及び第 4 条関係）

1. サイクルステーション整備事業	
補助事業内容	(1) 市町村および観光協会（以下、「市町村等」という。）が、下記の補助対象設備（以下、「対象設備」という）を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの (2) 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの (3) 県内事業者が対象設備の設置を行うもの 対象設備 (ア) サイクルススタンド (イ) フロアポンプ (ウ) 自転車専用工具 対象設備のうち、少なくとも（ア）を購入し設置すること。 ただし、既に（ア）を保有している場合は、その他の対象設備のみの設置も可能とする
補助対象経費・ 補助率及び限度額	事業者等が対象設備の設置に要した経費の 1 / 2 以内 ただし、(1)、(3) においては事業者、(2) においては設置場所につき 1 万 8 千円を上限とする
補助の期間	交付決定の日から当該年度の 3 月末までの間
2. サイクリストに優しい宿整備事業	
補助事業内容	(1) 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの (2) 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの。 対象設備 (ア) フロアポンプ (イ) 自転車専用工具
補助対象経費・ 補助率及び限度額	事業者等が対象設備の設置に要した経費の 1 / 2 以内 ただし、宿泊施設につき 5 万円を上限とする。
補助の期間	交付決定の日から当該年度の 3 月末までの間
3. サイクルゲートウェイ整備事業	
補助事業内容	(1) 市町村等が、下記の対象設備を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの (2) 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの

	(3) 県内事業者が対象設備の設置を行うもの 対象設備 (ア) 更衣室等着替えスペースを提供するための設備 (イ) コインロッカー等荷物預かりサービスを提供するための設備 対象設備購入により、「福岡サイクルスポット認定制度実施要領」における福岡サイクルゲートウェイの必須要件を全て満たすこと。										
補助対象経費・ 補助率及び限度額	事業者等が対象設備の設置に要した経費の1／2以内 ただし、1施設につき30万円を上限とする										
補助の期間	交付決定の日から当該年度の3月末までの間										
4. サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業											
補助事業内容	サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出すると認められた以下の事業 (1) バス（観光バスを含む）、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶等において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡充 (2) レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充 (3) レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供（貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等） (4) ガイドツアーに用いるトランシーバー、インカムの導入 (5) その他知事が必要と認めるもの										
補助対象経費・ 補助率及び限度額	事業者等が対象設備の設置に要した経費の1／2以内 ただし、1件につき100万円を上限とする <table><tr><th>科目</th><th>補助対象経費</th></tr><tr><td>需用費</td><td> ・ 消耗品費（自転車付属物品等、事業実施に直接必要と認められる物品に限る） ・ 事業の広告宣伝にかかる印刷製本費等 </td></tr><tr><td>備品購入費</td><td> ・ 貸出用自転車の購入費 ・ 自転車を積載し、移動を可能とする設備の購入及び設置にかかる費用 ・ その他事業実施にあたり必要となる資機材購入経費等 </td></tr><tr><td>工事請負費</td><td> ・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費 ・ 車両の改造にかかる費用（例：車両の貨物室の拡張、座席の撤去等） </td></tr><tr><td>委託料</td><td>事業の一部を委託する費用</td></tr></table>	科目	補助対象経費	需用費	・ 消耗品費（自転車付属物品等、事業実施に直接必要と認められる物品に限る） ・ 事業の広告宣伝にかかる印刷製本費等	備品購入費	・ 貸出用自転車の購入費 ・ 自転車を積載し、移動を可能とする設備の購入及び設置にかかる費用 ・ その他事業実施にあたり必要となる資機材購入経費等	工事請負費	・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費 ・ 車両の改造にかかる費用（例：車両の貨物室の拡張、座席の撤去等）	委託料	事業の一部を委託する費用
科目	補助対象経費										
需用費	・ 消耗品費（自転車付属物品等、事業実施に直接必要と認められる物品に限る） ・ 事業の広告宣伝にかかる印刷製本費等										
備品購入費	・ 貸出用自転車の購入費 ・ 自転車を積載し、移動を可能とする設備の購入及び設置にかかる費用 ・ その他事業実施にあたり必要となる資機材購入経費等										
工事請負費	・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費 ・ 車両の改造にかかる費用（例：車両の貨物室の拡張、座席の撤去等）										
委託料	事業の一部を委託する費用										

	知事が特に必要があると認めるもの																						
補助の期間	交付決定の日から当該年度の3月末までの間																						
5. 地域のサイクリングイベントの国際化支援事業																							
補助事業内容	福岡県内で開催されるサイクリングイベントで、以下のすべてに該当するもの。 (1) サイクリングイベントの国際化を図るものであること。 (2) 設定されるコースが福岡県内を通るものであること。ただし、北九州市内及び福岡市内のみを対象とするコースを除く。 (3) 100 km以上のコースを設定していること。 (4) 概ね3年以内に、インバウンドの参加者を全体参加者の1割以上となるよう目指すこと。																						
補助対象経費・ 補助率及び限度額	下表に定める補助対象経費の1/2以内 ただし、1件につき100万円を上限とし、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る参加料、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th><th>補助対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td><td>謝金等</td></tr> <tr> <td>共済費</td><td>傷害保険等</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>通訳の旅費等</td></tr> <tr> <td>需用費</td><td>消耗品費、印刷製本費等</td></tr> <tr> <td>工事費</td><td>事業実施に必要な施設整備にかかる工事費</td></tr> <tr> <td>役務費</td><td>広告宣伝費、手数料、保険等</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td>事業の一部を委託する費用</td></tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td>会場借り上げ料、駐車場使用料等</td></tr> <tr> <td>補助金</td><td>インバウンド参加者への宿泊助成等</td></tr> <tr> <td colspan="2">知事が特に必要があると認めるもの</td></tr> </tbody> </table>	科目	補助対象経費	報償費	謝金等	共済費	傷害保険等	旅費	通訳の旅費等	需用費	消耗品費、印刷製本費等	工事費	事業実施に必要な施設整備にかかる工事費	役務費	広告宣伝費、手数料、保険等	委託料	事業の一部を委託する費用	使用料及び賃借料	会場借り上げ料、駐車場使用料等	補助金	インバウンド参加者への宿泊助成等	知事が特に必要があると認めるもの	
科目	補助対象経費																						
報償費	謝金等																						
共済費	傷害保険等																						
旅費	通訳の旅費等																						
需用費	消耗品費、印刷製本費等																						
工事費	事業実施に必要な施設整備にかかる工事費																						
役務費	広告宣伝費、手数料、保険等																						
委託料	事業の一部を委託する費用																						
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、駐車場使用料等																						
補助金	インバウンド参加者への宿泊助成等																						
知事が特に必要があると認めるもの																							
補助の期間	交付決定の日から当該年度の3月末までの間																						

※留意点

- 1 経費の配分が、20%以上変更となる場合は補助事業計画の変更を行うこと
- 2 公的資金の使途として社会通念上不適切と判断する経費は補助対象外とする
- 3 補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等によってはその経費の一部又は全額を補助対象としない場合がある
- 4 国や県の他の補助事業の対象となる事業については補助対象外とする。ただし、地域のサイクリングイベントの国際化支援事業を除く
- 5 備品購入費のうち貸出用自転車の購入費については1台当たりの補助上限額を5万円とする
- 6 サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業において、需用費のうち印刷製本

費及び委託料は実施する事業の広告宣伝に要するものを対象とし、補助対象経費の総額の2割を上限とする